

国立大学法人京都大学 予算規則 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略) (予算編成方針)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 予算編成方針は、経営協議会及び教育研究評議会による審議の後、<u>役員会の議を経て決定する。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(中 略) (予算責任者への配分)</p> <p>第5条 総長は、会計規程第13条第2項の規定により予算を<u>決定した場合には</u>、<u>予算責任者に配分し、その旨を通知する。</u></p> <p>(中 略) (予算の変更)</p> <p>第8条 総長は、<u>予算の変更を行おうとする場合には、第4条第2項に準じて決定する。</u></p> <p>2 <u>総長は、真に緊急やむを得ない場合に限り、前項の手続きを経ずして予算を変更することができる。</u></p> <p>3 <u>総長は、前項の規定により予算を変更した場合には、直ちに経営協議会、教育研究評議会及び役員会に報告しなければならない。</u></p> <p>(中 略) (決算報告書の作成)</p> <p>第13条 総長は、会計規程第15条に基づき報告された執行結果を基に、法人法第35条の2において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第2項に定める決算報告書を作成する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>(予算編成方針)</p> <p>第4条 (同 左)</p> <p>2 予算編成方針は、経営協議会及び教育研究評議会による審議の後、<u>運営方針会議の決議により決定する。</u></p> <p>3 (同 左)</p> <p>(予算責任者への配分)</p> <p>第5条 総長は、会計規程第13条第2項の規定により<u>決定された</u>予算を予算責任者に配分し、その旨を通知する。</p> <p>(予算の変更)</p> <p>第8条 予算の変更を<u>行う場合は</u>、<u>会計規程第14条の規定により行う。</u></p> <p>(決算報告書の作成)</p> <p>第13条 総長は、会計規程第15条に基づき報告された執行結果を基に、法人法第35条の2において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第2項に定める<u>決算報告書案</u>を作成する。</p> <p>2 (同 左)</p> <p>附 則 (令和6年10月総長裁定) この規則は、令和6年10月7日から施行し、令和6年10月1日から適用する。</p>